羊の革	羊革
やぎの革	やぎ革
鹿の革	鹿革
犬の革	犬革
前各項に掲げる以外の革	材料の種類の通称を示す用語
合成皮革	合成皮革

備考　合成皮革のうち、基材に特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

（二）　寸法の表示に際しては、日本工業規格Ｓ四〇五一（成人用手袋のサイズ及びその表示方法）の二・一「手囲い」で規定される長さをセンチメートル単位の整数により表示すること。

（三）　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること（特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにあっては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱い方法を具体的に表示すること。）。

イ　色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項。

ロ　保存、手入れ方法に関する注意事項。

ハ　アイロン掛けに関する注意事項。

（四）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。ただし、革製の手袋（表面の面積のうち革の割合が百パーセントを占める縫製品に限る。）については、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号に代えて、経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号を付記することができる。

（五）　表示は、革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、ラベルの縫い付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

十八　かばん

（一）　皮革の種類の表示に際しては、その品質を適正に表示すること。特に次の表の上欄に掲げるかばんについては、その種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示することとし、これ以外のかばんには、これらの用語又はこれらの用語と紛らわしい用語を用いて表示をしてはならない。

かばんの種類	用語
取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く。）の面積（以下単に「外面積」という。）の六十パーセント以上が表皮付きの牛革のもの	牛革
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの馬革のもの	馬革
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの豚革のもの	豚革
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの羊革のもの	羊革
外面積の六十パーセント以上が表皮付きのやぎ革のもの	やぎ革
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの牛革及び馬革のもの	牛革・馬革混用
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの牛革及び豚革のもの	牛革・豚革混用
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの馬革及び豚革のもの	馬革・豚革混用
外面積の六十パーセント以上が表皮付きの牛革、馬革及び豚革のもの	牛革・馬革・豚革混用
外面積の六十パーセント以上が牛、馬又は豚の床革のもの	床革

（二）　取扱い上の注意の表示については、次に掲げる事項について、本体（その容器）又はこれに貼り付けたラベル等、消費者に見やすい箇所に分かりやすく表示すること。

イ　素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをする旨。

ロ　濡れたときは、陰干しで乾かす旨。

ハ　保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨。

（三）　表示には、表示した者の氏名若しくは名称及び住所若しくは電話番号又は経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号を付記すること。

（四）　表示は、かばんごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。

十九　洋傘

（一）　傘生地の組成の表示に際しては、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、特に傘生地が繊維製品の場合にあっては、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の規定に準じ繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いること。

（二）　親骨の長さの表示に際しては、親骨の先端から末端までの長さをセンチメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲はその長さを表す数値のプラス・マイナス五ミリメートル以内とすること。

（三）　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。

イ　特に風向きに注意し、強風のときは使用しない旨。また、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。）。

ロ　中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱいに地中に埋める旨（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。）。

ハ　傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨（ジャンプ式の折り畳み傘に限る。）。

ニ　使用方法に関する注意事項。

（四）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（五）　表示は、洋傘ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。ただし、取扱い上の注意の表示については、下げ札又は縫い付け若しくは貼付けたラベル等本体から容易に離れない方法で行うこと。

二十　靴

（一）　甲皮として使用する材料の表示に際しては、「合成皮革」と表示すること。

備考　合成皮革のうち、基材に特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

（二）　底材として使用する材料の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる材料の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示すること。

材料の種類	材料の種類を示す用語
ゴム	ゴム底
合成樹脂又は合成樹脂とゴムとの混合物	合成底